

事務連絡
平成30年7月10日

社会保険診療報酬支払基金 御中
国民健康保険中央会 御中

厚生労働省保険局
医療介護連携政策課保険システム高度化推進室

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に伴う
療養の給付費等の書面による請求について

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害による電気通信回線の機能障害やレセプトコンピュータの故障等により、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求が行えない保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求について、下記のとおり周知いたしますので、適切な対応をよろしくお願いします。

また、別紙を参考に、災害救助法が適用された市町村の区域に所在する保険医療機関又は保険薬局への周知徹底について、遺漏なきよう、よろしく願い申し上げます。

記

災害等の影響による電気通信回線の機能障害やレセプトコンピュータの故障により、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求が行えない場合の取扱いは、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）において、以下の旨が規定されている。

- ① 事前に書面による請求を行う旨を審査支払機関に届出を行う必要はなく
- ② 療養の給付費等の書面による請求時に届出を行い
- ③ 届出内容を確認できる資料は請求の事後に提出すればよい。

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る電気通信回線の機能障害やレセプトコンピュータの故障についても、これらの規定が適用されるものである。

【御連絡】

電子レセプト請求が行えない保険医療機関・保険薬局が行う療養の給付費等の請求について

- 保険医療機関・保険薬局における給付費等の請求については、原則、電子レセプト請求で行うこととされておりますが、『電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合』等には、事前に審査支払機関に届け出ること、療養の給付費等の書面による請求を行うことができることとされております。
- 一方で、保険医療機関・保険薬局は、この届出を行うに当たり、やむを得ない事情がある場合には、届出に係る療養の給付費等の請求日に当該届出を行うことができることとされており、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る被害については、この場合に該当いたします。
(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)附則第4条)
- ついては、災害による被害で、電気通信回線設備の機能に障害が生じており、電子レセプト請求が困難な場合は、別添の届出様式に必要事項を御記入いただき、療養の給付費等の書面による請求とともに、審査支払機関宛て、御提出いただくようお願いいたします。
なお、届出内容を確認できる資料は、請求の事後の提出で問題ございません。